

国立国語研究所宮地裕日本語研究基金規程

令和4年10月12日

国語研規程第100号

(目的)

第1条 国立国語研究所（以下「研究所」という）に故宮地裕氏の御遺志に基づき、日本語研究の振興に供することを目的に、国立国語研究所宮地裕日本語研究基金（以下「基金」という）を設置する。

(事業)

第2条 基金は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 優れた日本語の研究を称揚し、もって言語研究の発展を促すため、「宮地裕日本語研究基金学術賞」を授与する。
- (2) 若手研究者による優れた研究活動・成果を称揚し、もって研究者養成の進展を促すため、「宮地裕日本語研究基金学術奨励賞」を授与する。
- (3) 日本語研究に係る職業への進路選択を奨励し、もって日本語研究の発展を促すため、総合研究大学院大学の学生を対象に、優れた研究計画に対して、「総研大日本語言語科学コース特別奨学金」を支給する。
- (4) 若手研究者に研究成果を広く発信する機会を確保し、もって日本語研究の発展を促すため、総合研究大学院大学の学生を対象に、学会発表に対する研究奨励金として「総研大日本語言語科学コース学生学会発表支援金」を支給する。

(基金の運営)

第3条 研究所に、基金の管理運営に関する重要事項を審議するため、国立国語研究所宮地裕日本語研究基金運営委員会（以下「運営委員会」という）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、基金の事業実施に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年10月12日から施行する。
- 2 基金の事業年数は10年とし、令和4年10月12日から起算する。